



# うちなー健康経営宣言

第1043号

令和 4 年 10 月 14 日 登録  
令和 年 月 日 更新

全ての社員が心身ともに健やかで安心できる生活が送れるようサポートしていくことが、ひいてはそのご家族の幸福に、そして社会貢献につながると考えています。

その為には、社員の心身のバランスを整え、毎日の生活パターンを工夫し成功に繋げるように自分に合ったやり方に少しずつ取り組み、また、定着できるようお互い応援し、健康経営に努めて参ります。

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 血圧管理に取り組む。
6. 感染症予防に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。